

韓国知的財産ニュース 2018 年 6 月後期

(No. 369)

発行年月日：2018 年 7 月 2 日

発行：ジェトロソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、6 月 16 日から 30 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

- 2-1 IP5 による共同審査時代が開幕
- 2-2 サイバー攻撃に備えた知財分野の対応力強化
- 2-3 特許で「技術と経営」の二兎を追う
- 2-4 特許庁、2018 大韓民国発明教育大賞を選抜
- 2-5 世界の女性の発明祭り！史上最大の規模で開催
- 2-6 TM5 と ID5、済州で開催
- 2-7 国際特許審査をめぐる協力のために産業界・弁理士業界・特許庁が一堂に会する
- 2-8 韓国とロシアの特許庁、第 4 次産業革命に備え、共同で対応することで合意
- 2-9 特許庁ウェブサイト、制限なく情報にアクセスできる国民向けサービスを実施
- 2-10 海外進出に必要な国際特許、PCT 協力審査により確保を
- 2-11 原子力研究院、「自然の微生物を利用した放射性セシウム除去技術」で特許技術賞の世宗大王賞を受賞
- 2-12 PCT 出願をワンストップで！
- 2-13 特許証を自分の携帯電話に保存
- 2-14 金融委員会と特許庁、2018 グローバル IP 金融コンファレンスを開催

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 商標、登録が終わりではない！

その他一般

- 5-1 賢くなる AI スピーカー

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

2-1 IP5 による共同審査時代が開幕

韓国特許庁（2018.6.18）

- 米国ニューオーリンズで開催された五庁長官会合で合意 -

世界 5 大特許庁（IP5、*）が共同特許審査を開始し、知的財産権分野で第 4 次産業革命に備えるための協力も強化する。

*IP5（Intellectual Property 5）：世界特許出願の 8 割以上を処理する日米欧中韓からなる 5 カ国・地域の特許庁による協議体で、2007 年に発足

米国ニューオーリンズで 6 月 14 日（木曜）に開催された IP5 長官会合には、日米欧中韓の特許長官、世界知的所有権機関（WIPO）の事務局次長が出席した。

IP5 は PCT 国際特許出願に関する協力審査を試験的に実施することにした。協力審査は今年 7 月 1 日から始まり、五庁が一つの出願について共同で審査する最初の事例である。これは、国家間の共同審査による新たな可能性を模索する先導的な実験になるだろう。また、審査品質を向上させることで、特許取得の可能性を早期に確認することができるなど、特許制度全般のサービス改善につながると見込まれる。IP5 は試験的に運営する 2 年が終了すれば、同事業の正規化をめぐり、後続議論を進めることにした。

IP5は第4次産業革命に関する知的財産権イシューに対する協力も強化することにした。まず、モノのインターネット（IoT）の普及などに伴い、産業全般で重要性が増している「標準特許」に関連し、実施契約過程における透明性の向上策についてIP5が継続的に議論していくことで合意した。その議論の焦点は、「標準特許」に関するシステムの法的安定性や予測可能性を高める方策の探索に当てられるとみられる。

また、第4次産業革命の新技术に対する特許分類細分化事業についても合意した。既に進んでいる「モノのインターネット」、「自動運転車」のほか、韓国が提案した人工知能、知能型ロボットなどの5つの新技术分野（*）に対する特許分類細分化事業の実施対象が確定したのである。

*人工知能、知能型ロボット、3Dプリンティング、ビッグデータ、クラウドコンピューティング

他にもIP5は、IP5協力の効率を高めるためのプロジェクト改編案を採用しており、IP5審査情報照会システム（Global Dossier）改善、特許制度の相互調和、特許庁間の協力強化などに向けたIP5プロジェクトの推進方向を承認した。

会合に先立ち、6月13日（水曜）に開催された「IP5長官と産業界の会議」では、「特許品質」、「IP5協力の未来」といった戦略的なテーマを含め、さまざまな事項について議論した。この会議で産業界の代表らは過去10年間、IP5協力が特許審査の効率性や品質向上に大きく貢献したと評価した。

韓国特許庁長は「IP5は世界特許システム改善をリードする中核的な枠組みである」と前提し、「知的財産をめぐる国際環境が第4次産業革命時代の革新成長と相まって改善するよう、先進特許庁との協力を強化していきたい」と述べた。

来年のIP5長官会合は韓国特許庁が主催し、6月中旬に仁川の松島で開催される予定である。

2-2 サイバー攻撃に備えた知財分野の対応力強化

韓国特許庁（2018.6.18）

韓国特許庁は、IP情報統合センター（*）などの関係機関および傘下機関と合同で「2018サイバー攻撃に備えた知的財産分野の合同対応訓練」を6月19日（火曜）と20日（水曜）の2日間にわたって実施する。

*特許庁と傘下機関で別々に運営していた情報資源を共同で管理・活用するために構築した知的財産分野の統合電算センター

今回の合同対応訓練は、5月に特許庁全職員を対象に実施した模擬フィッシングメール対応訓練に続き、特許庁および傘下機関、IP情報統合センターなど知的財産分野の情報セキュリティシステム運用担当者、情報セキュリティおよび個人情報保護業務担当者を対象にして実施され、サイバー攻撃発生時における初動対応能力および関係機関間の有機的な協力体系を強化するために行われる。

業務担当者は、悪質なコードを流布する疑いがあるサーバーからのフィッシングメールによる個人情報流出、ウェブサイト改ざんなどの仮想の訓練シナリオに沿って、実際、危機状況発生時における段階別(探知→初動措置→事故調査→被害復旧→後続措置など)措置を取る。

特許庁セキュリティ管制センターおよびIP情報統合センターは、感染が疑われるシステムに対する探知と隔離、サイバー攻撃の発生源に対する経路追跡、関係機関への協力要請など、サイバー攻撃に備えた危機対応システム全般について点検を行う。

これにより、サイバー攻撃に備えた知的財産分野の情報システムの対応力が向上し、第4次産業革命の重要要素である知的財産情報をより安定的に保護することができると見込まれる。

下半期には傘下機関職員向けのフィッシングメールへの対応訓練も実施する予定である。

特許庁情報顧客政策課の課長は「今回の合同対応訓練を通じて、サイバー攻撃に対する韓国知的財産分野の対応力を点検・強化する予定である」とし、「今後も知能化、高度化していくサイバー攻撃に対して体系的に対応できるように努力しつづける」と述べた。

2-3 特許で「技術と経営」の二兎を追う

韓国特許庁 (2018. 6. 18)

- 2017年に特許戦略支援を受けた創業企業294社、事業資金462億ウォンも確保 -
- 「IP翼プログラム」の下半期支援、6月29日までに受付 -

韓国特許庁は地域創業企業の知的財産権を強化する「IP 翼プログラム」を通じて、昨年、創業企業 294 社が恩恵を受けたと発表した。

この企業らは特許経営戦略により、政府機関の事業化支援、IP 金融、エンジェル投資などから計 462 億ウォンの事業資金を確保した。

16 の地域が IP 翼プログラムを運営しており、地域の専門コンサルタントが創業企業向けの IP 技術戦略および IP 経営戦略に関するコンサルティングを支援している。

支援を受けた創業企業は、企業の成長を主導する有望技術の導出、強い特許の創出、特許経営戦略など、企業が保有する知的財産権を強化することができるようになる。

江原道原州にあるスタートアップ A の代表は「IP 翼プログラムを通じて、特許出願の支援はもちろん、IP 金融コンサルティングを受けて実際、1 億ウォンの投資を誘致する成果を収めた」とし、「IP 翼プログラムが経営全般に大きな影響を及ぼした」と感想を述べた。

特許庁産業財産政策局の局長は「創業企業が技術競争力を持ち、成長し続けるためには強い特許の創出のほか、マーケティング、技術取引、投資誘致などに特許を活用する特許経営戦略も必要だ」とし、「専門人材や情報が不足している地域における創業企業の特許創出力や特許経営力を向上させるために IP 翼プログラムをさらに拡大したい」と述べた。

「IP 翼プログラム」は上半期・下半期に分けて行われ、申請は地域別に受ける。下半期の事業に参加したい創業企業は 6 月 29 日までに地域知識財産センターのウェブサイト (www.ripc.org) や電話で申請できる。

2-4 特許庁、2018 大韓民国発明教育大賞を選抜

韓国特許庁 (2018. 6. 18)

- 発明教育に功労があった教員を選抜し、褒賞 -

特許庁と韓国発明振興会は発明教育の拡大に貢献した教員を発掘し、授賞するために 6 月 18 日 (月曜) から 8 月 17 日 (金曜) までに「2018 大韓民国発明教育大賞」の候補者の推薦を受ける。

第4次産業革命時代が到来し、児童・生徒向けの発明・創造性教育が強調されるなか、将来の発明人材を育成する発明教員の役割がさらに重要になっている。大韓民国発明教育大賞は、発明教育のために努力する発明教員の士気やプライドを高め、発明文化の基盤を固めるために2011年から始まった。

大韓民国国籍者として、教育機関・教育行政機関・教育研究機関で3年以上働き、発明教育の拡大および発明文化づくりに貢献した小中高の現職教員であれば、発明教育関連機関・団体・学会および勤務校の校長から推薦を受け、候補者として申請することができる。

今年は発明教育の拡大及び基盤造成の分野で現職教員6人、功労賞分野で発明教育の拡大のために献身した教員や教育公務員など2人、計8人に功労賞を贈る。大賞受賞者には国家知識財産委員長が賞状と賞金300万ウォンを、優秀賞と功労賞の受賞者には特許庁長賞状と賞金200万ウォンを授与する。受賞者には海外の発明教育機関を訪問する研修の機会も与えられる。

授賞式は今年11月、「発明教育カンファレンス」で行われる予定である。詳細については、韓国発明振興会のウェブサイト (www.kipa.org、www.ip-edu.net)、又は電話(02-3459-2753)で確認できる。

2-5 世界の女性の発明祭り！史上最大の規模で開催

韓国特許庁 (2018. 6. 19)

- 2018 女性発明王、6月28日(木曜)から7月1日(日曜)まで EXPO で開催 -

女性の革新的なアイデアで誕生した発明品が一堂で集まる「2018 女性発明王 EXPO (大韓民国世界女性発明大会および女性発明品博覧会)」が6月28日(木曜)から7月1日(日曜)まで4日間にわたって京畿道高陽市 KINTEX 第1展示場 2A ホールで開かれる。

史上最大の規模で行われる今回のイベントは、韓国特許庁が主催し、韓国女性発明協会と韓国発明振興会が共同で主管する。イベントに参加するために中国、フランス、サウジアラビア、ウクライナ、ザンビアなど世界27カ国から約160人の女性発明者が韓国を訪れる予定である。

女性発明王 EXPO は、国内外の女性発明者と斬新なアイデアを持つ女性発明者のために開かれるイベントである。このイベントは、「発明は誰にでもでき、特に女性の繊細な感性、

家事・育児からの経験は生活面で優秀な発明品を創出する」というメッセージを含んでいる。

これまでは「大韓民国世界女性発明大会および女性発明品博覧会」という名称で開催されてきたが、今年からは「女性発明王 EXPO」に改称された。今後、参加者と観客を満足させる世界最大・世界唯一の女性の発明祭りの場として存在感をさらに高めるだろう。

「大韓民国世界女性発明大会（第11回）」では、世界の女性発明者の特許技術と発明品を展示し授賞する。今年は女性発明者340人余りが多彩な発明品380点余りを出品した。イベントの翌日の6月29日（金曜）に現場で審査が行われ、その結果をもとに最終日の7月1日（日曜）に開催される授賞式でグランプリ、セミーグランプリ、金賞・銀賞・銅賞の本賞、特別賞（政府部処と国内外の関係機関が授賞）が授与される。

※2017年世界女性発明大会の参加規模：24カ国180人余り、235点（出品件数）

「女性発明品博覧会（第18回）」では、国内外の産業財産権（特許、実用新案、デザイン）として出願又は登録された女性発明起業家による製品を展示、広報することで、企業の販路開拓を支援する。今年は97社が103のブースを出し、ユニークで奇抜な発明品を展示する。

※2017年女性発明品博覧会の参加規模：89社参加、94のブース運営

女性の発明品は、主に女性が生活で感じた不便からアイデアを得たものが多い。今回のイベントで生活・社会・環境・安全に関連して特に注目すべきは、服を畳んで本のように本棚にさして整理と収納を同時に行う「服整理器」、障害者や高齢者が車椅子で楽に使用できる「車椅子用の機能付テーブル」、人の動きを感知して使用中のみに電源が入る「温熱制御マット」、海上で誰かが溺れる事故が発生すれば、水分を感知して自動的に遭難者の位置を知らせる「GPS端末」など、先端技術から実用性までを兼ね備えた製品である。

別途で設けられた「生活発明広報館」では、昨年12月に開催された「2017生活発明コリア（*）」の受賞作18点が展示される。タオルを一枚ずつ自動的に取り出して使える「オートタオル棚」、指輪のように指にはめて使うカッター器「ジェイカッター」などを展示され、女性が生活で感じた不便をアイデアや製品、特許出願などにつなげた全過程を確認することができる。

*女性発明協会が主催する事業であり、生活で浮かんだ女性のアイデアを選定し、製品に具体化し、権利化・事業化までを支援

4日間、メインステージでは投資家と連携し、女性の発明品を事業化につなげる「IR ピッチングデー（＊）」、女性の優秀な発明品を紹介し、それをオンライン・オフラインで生中継してPRする「商品レビューライブショー」などが行われる。また、アイデアの商品化および販路開拓を支援するための「事業化支援館」ブースが別途で設けられ、発明による創業を目指す創業準備者や企業に事業化の方向性やビジョンを提示する。

＊企業の投資誘致のために企業と投資家が一堂に会し、経営活動および各種情報を共有するイベント（IR：投資家に企業の情報を提供するための文書）

この他、世界各国のIP動向と発展方向を示し共有する「大韓民国世界女性発明フォーラム」が6月28日（木曜）午後3時（予定）から一山のKINTEX第1展示場204号で開催され、女性起業家の知的財産権能力を強化するための実務プログラムである「グローバル女性IPリーダーシップアカデミー」が7月2日と3日、2日間にわたってロッテホテルL7江南で開かれる。

世界の女性の発明品が一堂に集まる「2018女性発明王EXPO」は、午前10時から午後5時まで無料で観覧可能であり、モバイルやウェブサイトで事前に申請すれば景品も受けることができる。詳細については、ウェブサイト（www.kiwie.or.kr）で確認できる。

2-6 TM5とID5、済州で開催

韓国特許庁（2018.6.20）

韓国特許庁は6月22日から25日まで済州新羅ホテルでTM5（＊）とID5（＊＊）の中間会合（Mid-Term Meeting）を開催すると発表した。

＊TM5（Trade Mark 5）：商標分野の五庁（韓国・米国・欧州・日本・中国）

＊＊ID5（Industrial Design 5）：デザイン分野の五庁（韓国・米国・欧州・日本・中国）

年末開催される年次会合（Annual Meeting）に先立って開かれるTM5・ID5の中間会合では、世界の商標・デザイン出願の7割以上を占める五庁が各庁で進める協力事業（＊）の進行状況を確認する。

また、新規事業を発掘し提供するなど、商標とデザイン分野における世界的流れや主要政策の方向について議論する。

＊TM5：5カ国の商標審査結果の比較事業（韓国）など、計15の課題

＊＊ID5：デザイン登録要件の比較事業（韓国）など、計11の課題

韓国は昨年、スペインで開催されたTM5・ID5の年次会合で今年の議長国に選定され、国際商標制度とデザイン制度の議論における主導的な役割を担うことになった。

TM5会合では、海外商標出願において韓国国内の商品名称と異なり、商標登録が拒絶される問題を解決するための「共通認定商品リスト構築案（米国）」、海外出願における審査結果の予測可能性を高めるための「審査結果の比較分析事業（韓国）」などが議論される予定である。

ID5会合では、各国のデザイン保護制度を比較・分析した「デザイン登録要件の比較研究（韓国）」、「デザイン出願に影響を与える官庁の政策と基本経済要素解析（欧州）」などが扱われる予定である。

また、今年の中間会合では、現在進行している協力課題に加え、第4次産業革命時代に登場する新しい革新的商品やデザインを効果的に保護するために、韓国が提案した五庁間の新たな協力のビジョンを盛り込んだ共同宣言文（Joint Statement）についても議論する予定である。

特許庁商標デザイン審査局の局長は「TM5・ID5の中間会合および年次会合の開催を契機に、韓国が国際商標・デザイン制度に関する議論を主導することができる」と評価し、「五庁による積極的な協力や議論に基づき、第4次産業革命時代に新たに登場する商標とデザインを積極的に保護できるように取り組んでいきたい」と述べた。

2-7 国際特許審査をめぐる協力のために産業界・弁理士業界・特許庁が一堂に会する

韓国特許庁（2018.6.20）

- 特許庁、「国際特許審査協力に関する官民協議体」を発足 -

韓国特許庁は、産業界・弁理士業界と共同で「国際特許審査協力に関する官民協議体」を作り、6月21日（木曜）午後2時、ソウル江南区の韓国知識財産センターで発足式を開催すると発表した。

この協議体は、出願・審査分野における韓国企業の国際協力に対する需要を積極的に掘り起こすとともに、国際的議論に政府・産業界・弁理士業界が共同対応することで、韓国企業の利益を最大化し、専門性を向上させるために作られた。

2008年のIP5（*）発足後、主要国は出願・審査協力を強化してきており、最近では特許制度の主なユーザーである産業界・弁理士団体の参加が増える傾向にある。

*韓国、米国、中国、日本、欧州の特許庁

毎年開催されるIP5長官会合と実務者グループ会議には韓国知識財産協会（KINPA）、米国知的財産権者協会（IPO）、日本知的財産協会（JIPA）など、各国の主な産業界の団体が参加している。昨年6月には特許制度の国際調和の議論に向けて大韓弁理士会をはじめ、主要国の産業界・弁理士団体が参加するユーザー・シンポジウムがドイツのミュンヘンで開催された。

国際特許審査協力をめぐる議論の過程で政府 - 民間の協力体系の重要性が増しているなか、21日に発足する「国際特許審査協力に関する官民協議体」は、海外進出企業で作る韓国知識財産協会（KINPA）のメンバーと国際特許業務経験に富んだ大韓弁理士会の専門家からなる最初の協議体である。

同協議体は韓国の産業界と弁理士業界の現場の需要が反映された国際協力課題を発掘し、IP5政府 - 産業界会議で扱われる多様な議題への対応策について議論する。

特許庁特許審査企画局の局長は「ボトムアップ（Bottom-Up）方式で運営されるこの協議体が発足することで、韓国企業の実益確保、バランスのとれた協力戦略策定ができ、国際特許審査協力のエコシステム作りにおいて韓国特許庁が先導的な役割をすることができるだろう」と述べた。

特許庁は11月に韓国で開催されるIP5特許審査政策実務会議（*）に備え、下半期に第1次協議体会議を開催する予定である。今後、特許庁のウェブサイトを通じて協議体の活動について国民とコミュニケーションを図るチャンネルを設け、より幅広い需要を反映するために大学、研究所、その他の専門家団体などへとメンバーの範囲を拡大する予定である。

*2018年11月12日から16日までソウルで開催される

2-8 韓国とロシアの特許庁、第4次産業革命に備え、共同で対応することで合意

韓国特許庁 (2018. 6. 25)

- 韓ロ首脳会談の期間中、モスクワで特許協力に関する覚書を交わす -

韓国とロシアが知的財産権分野で第4次産業革命に備えた協力を行う。

韓国特許庁長とロシア特許庁長は6月21日(木曜)、モスクワで韓ロ特許庁長官会合を行い、両国が知的財産権分野で第4次産業革命に備えた協力を行うという内容を骨子とする特許協力に関する覚書を交わした。

覚書には第4次産業革命の新技术に関する知財権の保護、特許行政への人工知能(AI)適用、3Dデザイン出願など、第4次産業革命時代における革新成長を知財権分野で支えるための両国の協力策が盛り込まれた。

首脳会談が開かれる期間中、ロシア現地で覚書を交わし、関連内容を両国首脳の間で共同宣言文にも反映することで、今後、両国の未来志向的な協力関係構築における知財権分野の役割がさらに大きくなるとみられる。

韓国特許庁長は今回の覚書締結について、「第4次産業革命に関する具体的な協力内容を盛り込んだ覚書を主要国特許庁と交わしたのは初めてである」と述べた。続いて最近、人工知能(AI)、ビッグデータなど先端技術の知財権分野における活用や保護に関する国際的議論が活発化するなか、「今回の合意は第4次産業革命に関する知財権分野の国際的協力の議論に大きく寄与するだろう」と評価した。

同日、特許庁長はモスクワに位置するユーラシア特許庁(Eurasian Patent Organization)長官と韓国-ユーラシア特許庁長官会合を開催した。両長官は、特許審査、機械化協力策などに関する意見交換を行い、特許審査ハイウェイ(Patent Prosecution Highway、PPH)施行に関する覚書を年内に交わすことで合意した。韓ユーラシア PPH が施行されれば、韓国企業が韓国特許庁の審査結果を活用してロシア、カザフスタン、アゼルバイジャン、ベラルーシなど独立国家共同体(Commonwealth of Independent States、CIS) 8カ国で特許を迅速に登録することが可能になる。

特許庁長は「韓ロ首脳会談の期間中に開催された韓ロ特許庁長官会合、韓国-ユーラシア特許庁長官会合が、韓国政府の新北方政策を知財権分野で支える良いきっかけになるだろう」と明らかにした。

2-9 特許庁ウェブサイト、制限なく情報にアクセスできる国民向けサービスを実施

韓国特許庁 (2018. 6. 25)

韓国特許庁は7月1日から外部の検索エンジンが特許庁の代表ウェブサイトの全ての内容にアクセスできるように全面開放すると発表した。

特許庁は知的財産権を電子出願することができる「特許路」と、知的財産権の出願、審査、審判、活用など IP R&D の全過程についての情報を提供する代表ウェブサイトで膨大な情報（607 コーナー分）を提供している。最近、第4次産業革命時代が到来し、知的財産情報の重要性が増す中、ウェブサイトへのアクセス数も1日に23,000に達している。

また、特許庁は制約を受けずに公共情報へのアクセスを可能にするという政府方針に基づき、上半期中にウェブサイトに適用された ActiveX などのプラグインを削除し、新規に適用されるコンテンツについては、W3C（*）で定めた Web 標準に従ってウェブサイトを管理・運営することで、ウェブへのアクセシビリティやウェブの互換性要求事項を継続的に遵守している。

* W3C：加盟機関、正社員、公共機関が協力し、ウェブのための標準およびガイドラインを開発・奨励する国際コンソーシアムであり、過去10年間約80件のW3C勧告案を発表

今回のアクセシビリティ向上の目的は、知財権関連の公共情報が民間のビッグデータ産業で活用されるようにすることである。これまで特許庁は、セキュリティと安定性の観点からネイバーやグーグルといったポータルサイトの検索エンジンが情報収集のために特許庁のウェブサイトにアクセスすることを遮断してきたが、個人情報を含むコンテンツの整備、大量データの要求を監視するセキュリティシステムの強化を図ることで、ポータルサイトの検索エンジンが特許庁のウェブサイトにアクセスできないという制限を撤廃することにした。

特許庁情報顧客支援局の局長は「知的財産に関心のあるユーザーが身体的、環境的な制限を受けず、特許情報にアクセスできる環境を整えるために取り組んでいる」とし、「公共情報を全面開放することで、政府と民間のビッグデータ産業の活性化を誘導し、開かれたデータ時代をリードしていきたい」と述べた。

- 特許庁、PCT 協力審査 (CS&E) を 7 月 1 日から本格的に施行 -

韓国特許庁は韓国企業の強力な国際特許確保を支援するために、PCT 出願の国際調査を韓国、米国、日本、欧州、中国の五庁 (IP5) が共同で実施する PCT CS&E (Collaborative Search and Examination、協力審査) を 7 月 1 日から施行すると発表した。

海外進出を図る輸出型企業や源泉技術による世界的な競争力確保を目指す技術集約型企業による PCT 国際出願は急増している。

* 韓国出願人による PCT 国際出願 : 1,582 件 (2000 年) → 15,752 件 (2017 年)

海外での出願件数の多い韓国企業は、PCT 協力審査により各国で早期に PCT 国際出願を取得する可能性を予測し、同じ審査結果を得ることができると見込まれる。

PCT 協力審査は特許庁が単独で行う従来の国際調査サービスとは異なり、韓国特許庁が五庁と共同で国際調査を進めてその結果を提供するため、出願人は高品質の国際調査報告書を受けることができる。また、当該 PCT 出願が各国に進出し、特許取得決定段階になると、各庁は国際調査の結果をそのまま受け入れる可能性が高いとみられる。

特許庁特許審査企画局の局長は「今回 PCT 協力審査を実施することで、韓国企業の強力な海外特許権の確保に役立つことを願っている」とし、「今後特許庁は国際競争が厳しくなる中、韓国企業の海外知的財産権獲得を支援するために、国際特許審査協力制度を拡大していきたい」と付け加えた。

特許庁は、同じ発明を両国に出願した場合、両国の審査官が先行技術の検索結果を共有・審査する特許共同審査 (CSP) 事業も 2015 年から施行している。

現在、特許共同審査事業は韓国と米国の間で実施されている。これにより、出願人は一貫性のある審査結果を確保し、その成果が認められることができるため、6 月 12 日に米国で開かれた米韓特許庁長官会合で同事業を拡大することで合意した。

2-11 原子力研究院、「自然の微生物を利用した放射性セシウム除去技術」で特許技術賞の世宗大王賞を受賞

韓国特許庁 (2018. 6. 27)

- 特許庁、2018 年上半期の特許技術賞の授賞式開催 -

6 月 27 日 (水曜)、ル・メリディアン・ソウルホテルで開かれた 2018 年上半期の特許技術賞の授賞式で韓国原子力研究院の연구원などが発明した「セシウムイオンの生鉱物学的除去方法及び装置」が世宗大王賞の受賞の栄に浴した。

この発明は、放射能汚染水や廃炉で発生する廃棄物に含まれる放射性セシウムを、自然微生物を利用して安価かつ容易に分離・処理することができる環境配慮型技術である。これは、通常、化学的沈殿は不可能だと知られているセシウムを、硬いクリスタルの結晶にして沈殿させる世界初の技術であり、原発の安定性向上に大きく寄与し、今後、原発廃水処理に使われる輸入吸着剤を代替するとみられる。

忠武公賞にはメカロ (MECARO) 社の博士らが発明した「ジルコニウム金属を含有する新規有機金属化合物およびその製造方法」が選ばれた。この発明は、半導体製造工程で薄膜蒸着 (*) に欠かせない化学物質に関わる技術であり、世界 DRAM ラム市場の 3 割を占める SK ハイニックスに独占供給して 2017 年に約 770 億ウォンの売上高をあげていた。

* 薄膜蒸着：半導体製造工程の一つで、ターゲットから金属粒子を剥がし、金属薄膜を半導体基板に付着させる方法

池錫永賞にはセルトリオン (Celltrion) 社の課長らが発明した安定性に優れた美白とシワ改善の二重機能性物質 (*) が選ばれた。この技術は従来、美白効果だけを目的とするアスコルビン酸の限界を超え、シワ改善効果も加えたものであり、昨年 1 年間、関連製品を販売して 100 億ウォン以上の売上高をあげていた。

* 発明の名称：「ペプチドが結合された、安定したアスコルビン酸誘導体、その製造方法およびそれを含む化粧品組成物」

もう一つの池錫永賞に選定されたのは、キサン電子の首席연구원らが発明した紙幣識別装置 (*) である。RF 信号固有の紙幣透過特性を利用して判別の精度を高めた技術であり、生産工程とコストの面で従来の技術に比べ、優れた削減効果がある。特に、海外からの輸入に依存していた紙幣の厚みを検知するセンサーを国産化したという点で特別な意味がある。

*発明の名称：「RF を利用した紙幣識別装置および方法」

デザイン分野の丁若鏞賞には個人発明者がデザインした「植物栽培容器」が選ばれた。簡単に組み立てて室内で作物栽培をすることが可能になり、ミニマリズム・デザインを基に作られ、室内のインテリア小物としてちょうど良い。

個人や中小企業などの発明を対象にする洪大容賞にはデビポベベ社の代表取締役らが発明した「リムービング腰バンドを備えたおむつ」が選ばれた。赤ちゃんが動いていても容易におむつを替えることができ、市場調査でお客様から関心が寄せられていた。同社はロッテグループの社内ベンチャーとしてスタートし、現在、製品の量産化を準備しており、純粋な韓国製として今後のおむつ市場で反響を呼ぶと見込まれる。

もう一つの洪大容賞には EXT 社の代表取締役が発明した「複合ファイル構造物の施工方法」が選ばれた。本発明は、低層・中層構造物を対象に、支持力や沈下について精密に設計して所定の深さまで施工することで、従来の工法に比べ、平均総工費の 15～25% を削減することができる。

今年上半期の特許技術賞の受付期間は 2 月 23 日から 3 月 30 日までで、申請件数は計 125 件、平均倍率は 18 倍となった。昨年とは異なり、大企業の受賞者はいない。その代わりに中小ベンチャー企業、起業初期の企業（スタートアップ）、政府出損研究機関などが受賞者に選ばれ、韓国の R&D や IP 創出が大企業から中小ベンチャー企業に軸足を移していることが分かった。

*2017 年の韓国出願の割合：個人を含む中小ベンチャー企業 44%、大企業 16%、政府出損研究機関 5%、中堅企業 5%、大学 16%、外国 22% など

特許技術賞の受賞者には賞金および特許庁の発明奨励事業（*）支援のほか、今年からは中小ベンチャー企業部が主管する起業跳躍パッケージ、起業成功パッケージ、創業先導大学などの起業支援事業に選ばれると特典が与えられる。同時に受賞者には受賞マークを提供し、受賞した発明品を事業化する上でマーケティングの材料として活用できるようにする予定である。

*発明奨励事業：特許技術評価支援、IP 活用戦略支援、特許技術取引コンサルティング、優秀な製品の優先購入推薦など

- KIPO と WIPO が協力し、PCT 電子出願手続を簡素化 -

韓国特許庁 (KIPO) と世界知的所有権機関 (WIPO) が協力し、PCT 電子出願の手続きを簡素化していく計画である。

韓国特許庁は 28 日、韓国の電子出願ウェブサイト「特許路 (www.patent.go.kr) (*)」と WIPO の電子出願ウェブサイト「e-PCT (<http://pct.wipo.int>) (**)」を連動させるためのシステム開発に着手すると発表した。両ウェブサイトが連動すると、「e-PCT」にアクセスするだけで国際特許出願書の作成や提出が同時に可能になる。

* 特許路：電子出願、登録申請、証明書発行などのサービスを提供する電子出願ポータル

** e-PCT：国際特許 (PCT) 出願のために WIPO で提供するオンラインサービス

PCT 出願書を作成するために使用している「PCT-SAFE (S/W) (***)」は、今年末に使用終了となる。来年からは WIPO で昨年 10 月 1 日に開始した「e-PCT」にアクセスし、ウェブ方式で PCT 出願書を作成しなければならない。現在はウェブ方式で PCT を出願するためには、まず「e-PCT」にログインし、PCT 出願書を作成して PC に保存した後、「特許路」にログインして保存した出願書を提出しなければならないため、やや不便な面がある。

*** PCT-SAFE：WIPO で製作・配布した専用ソフトウェアで、PC にインストールして PCT 出願書を作成することができる

しかし、今回のシステム開発により、「特許路」と「e-PCT」のユーザーアカウントを連動させ、出願書の送受信機能を実装し、利便性を改善する。システム開発が完了すれば、10 月頃にテスト運営を行い、2019 年 1 月 1 日から本格的に「ワンストップ国際特許出願サービス」を提供する。さらに、「特許路」では WIPO のさまざまな PCT 関連情報サービスを提供する。

特許庁情報顧客支援局の局長は「IP 国際化時代の流れに沿って、韓国特許庁は WIPO と緊密な協力をを行い、電算システムを連動させることにした」とし、「第 4 次産業革命の礎

となる新しい中核技術の特許を国際特許として迅速に出願できるよう、システム改善に力を入れていきたい」と述べた。

2-13 特許証を自分の携帯電話に保存

韓国特許庁 (2018. 6. 28)

- 70年ぶりに登録証発行システムを革新 -

韓国特許庁は利便性向上のために7月から従来の書面登録証に代わり、電子登録証発行サービスを開始すると発表した。

これまでは書面で登録証を発行してきたため、権利移転（譲渡）や登録証の紛失、毀損などにより再発行を申請する場合、申請書を提出しなければならなかった（手数料別途）。また、一部の個人や企業は書面登録証を管理することが容易でないため、未発行を要請するか、登録証をスキャンしてファイルの形で保管していた。

これを受けて、特許路（www.patent.go.kr）で登録証発行サービスを提供してきたが、申請する度に1部しか印刷できず、登録証のファイルはダウンロードできないという制限があった。

この問題を解決するために、特許庁は携帯電話などに保存しておき、必要ならいつでも印刷できる電子登録証に改善することにした。

電子登録証に権利内容をリアルタイムで確認できるQRコードを入れ、一般国民がスマートフォンでQRコードを読み取れば、該当権利の権利者情報、特許料納付、権利関係の法的状態などを、いつでも簡単にリアルタイムで確認できる。

また、登録証は、さまざまな知的財産サービス支援事業で特許を保有していることや特許の価値を証明するために使われるため、権利内容の改ざん防止に向けて電子登録証にセキュリティ・ソリューションを導入した。

電子登録証はこれまでの顧客の要望や特性を踏まえた登録証発行システム革新の賜物であり、導入に伴い年間8億ウォンの予算節約も期待できる。

*2016年の書面（書留）登録証発行件数：約269,000件

節約できる予算を社会に還元することで、特許などの設定登録において電子登録証を選択すれば、設定登録料減免の恩恵を受けることができるよう、今年の下半期、法改正を推進する予定である。

ただ、従来の書面登録証発行の終了により国民が感じる不便さを最小限に抑えるために、電子登録証発行サービスと書面登録証発行サービスを並行する予定ある。今後、電子登録証手続きの簡素化や付加サービス提供など利便性向上のために電子登録証サービスを拡大する予定である。

特許庁情報顧客支援局の局長は「第4時産業革命時代における電子登録証は、特許など知的財産権の取引・使用の重要な媒介となり、利便性や透明性が特許の公共性・信頼性の強化に大きく寄与するだろう」と述べた。

2-14 金融委員会と特許庁、2018 グローバル IP 金融コンファレンスを開催

韓国特許庁 (2018. 6. 29)

- 革新成長の新しいエンジンである、「IP 金融の現在と未来」について語る -

金融委員会と特許庁は、6月29日(金曜)午前10時、ソウル・ザ・プラザホテルで「2018 グローバル IP 金融カンファレンス」を開催した。

産業銀行の頭取をはじめとする主な市中銀行(*)の頭取、信用保証基金、技術保証基金およびベンチャーキャピタル(VC)などの投資機関の代表者、大学・公的研究機関の特許専門家、国内外のIPビジネスの専門家など約300人が参加した。

*企業銀行、新韓銀行、ウリ銀行、農協銀行、第一銀行、国民銀行、ハナ銀行(全7つの銀行)

今回のカンファレンスは「IP 金融の現在と未来 (IP Finance : Today and Tomorrow)」と題し、革新成長の核心課題である IP 金融の必要性と発展策について議論するために開かれた。

IP 金融は優秀な特許技術を保有しているが、不動産などの担保力と信用度が不足している中小・ベンチャー企業がグローバルな革新企業として成長する上で必要な資金調達の手段として、米国などの主要国を中心に活性化されている。

今回のカンファレンスは、海外 IP 金融の現状と事例（イスラエル・米国）、IP の価値評価および担保融資（ドイツ・米国・韓国）、IP 投資および収益化案の 3 つのセッションで構成され、国内外の IP 金融専門家 10 人らが事例を中心に主題発表と討論を行った。

第 1 セッションではイスラエルの VC 社の代表が、IP 保有企業が投資を受けることに成功した事例を挙げながら IP の重要性を強調し、米国の投資グループ社の取締役が IP ライセンス、セールスおよび流動化戦略について、米国ノースウェスタン大学のプロジェクトマネージャーが大学の技術移転を通じた IP 収益化事例について紹介した。

第 2 セッションではドイツの IP 価値評価の専門家が欧州の特許価値評価方法や事例について、韓国外国語大学教授が韓国の IP 担保金融構造と事例について、米国 IPISC 社の会長が米国の IP 担保融資保険制度および事例について発表した。

第 3 セッションでは韓国の慶熙大学教授が IP Due Diligence の役割や重要性、ザ・ウェルズ・インベストメント社の常務が IP 金融の活性化における VC の役割、韓国電子通信研究院（ETRI）の部長が公共研究所による IP 収益化事例、キアス社の副社長が IP ベースの M&A の事例を発表した。

金融委員会委員長は「生産的金融と IP は革新成長の大きな柱であり、同じ目標達成に向けて進むと、韓国経済の根本的革新を導くことができるだろう」とし、「金融委と特許庁が金融と IP の協業案について共に模索する今日のカンファレンスは意味が大きい」と強調した。

特許庁長は「今は特許のような無形資産が企業の価値を決定し、成長をリードする重要な要因になっている」とし、「今回のカンファレンスを通して金融・投資機関が IP 金融を活性化することを期待しており、韓国の中小・ベンチャー企業が IP 金融に支えられ、革新成長の主役に成長できる、支援を惜しまない」と述べた。

カンファレンスの詳細については、韓国発明振興会（02-3459-2953、namji@kipa.org）にお問い合わせを。

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 商標、登録が終わりではない！

韓国特許庁（2018. 6. 25）

- 「保存商標」の不使用取消審判請求が増加、実際に使用する商標は継続的な管理が必要 -

韓国特許審判院は昨年、特許庁に登録されたが実際は使用されていない商標、いわゆる「保存商標」2,172件の登録を取り消した。これは、2016年の1,207件より180%増加した数値である。

商標法では、商標の使用を促進するために特許庁に登録された商標であっても3年間使用されていない場合、誰でも登録取消審判を請求することができる。この場合、商標権者がその使用を証明できなければ、該当商標の登録を取り消す商標登録取消審判制度を規定（商標法第119条第1項第3号）している。

特許審判院によると、2013年1,676件、2014年1,449件であった登録商標に対する取消審判請求が増え続け、2016年2,122件、2017年には2,124件に達した。これにより、特許審判院は審決で2016年1,207件、2017年には2,172件の保存商標の登録を取り消した。

保存商標の登録取消が増加している背景には、特許庁が他人の商標選択権と営業活動を制限する保存商標問題を解決するために2016年9月1日施行された改正商標法で、従来は利害関係者のみが請求することができるように制限した取消審判を誰でも請求できるように認めたことで、審判請求人が負う利害関係疎明の負担がなくなり、これを受けて特許審判院は歩調を合わせ、2017年から商標権者が使用の証拠を提出していない場合、迅速に処理するよう保存商標の審判処理に取り組んだことがある。

登録商標が保存商標と判断され、登録が取り消されるパターンを具体的に見ると、

第一に、商標権者が当該商標を3年以内に使用したことを証明できない場合である。商標権者がその証明を放棄するか、使用証拠が不十分である場合であり、登録取消のほとんどはこれに当たる。

第二に、登録商標を過度に変形して使用した場合である。登録商標を構成する要素中、重要な部分が欠けているか、全体的な外観を過度に変形し、商標の同一性を毀損して使用した場合である。

第三に、登録商標を指定した商品ではなく、他の商品に使用した場合、例えば「靴」を指定商品にして登録を受けた商標を「衣類」など、「靴」ではない商品に使用した場合などである。

特許審判院審判1部審判長は「保存商標はその商標を使用したい人には大きな被害を与えるため、これからも使用の証拠を提出しない取消審判については速やかに処理していく」と明らかにした。

続いて「しかし実際、登録商標を問題なく使用している権利者は、こうした登録取消審判請求に備えて商標の使用の証拠を頻繁に収集しておき、登録商標を過度に変形して使用するよりも、洗練された形に修正した商標を新規登録した方が良く、新しい商品を扱うことになる場合は、指定商品を追加で登録するなど、自分の営業状況に合わせて登録商標を継続的に管理することが求められる」と付け加えた。

その他一般

5-1 賢くなるAIスピーカー

韓国特許庁 (2018. 6. 25)

- AIスピーカーの中核技術、音声認識に関する特許出願が急増 -

最近、キャリアやインターネット関連企業がAIスピーカーを発売しているなか、日常生活で使えるAIスピーカーの多様な機能がCMなどに紹介され、人々の関心が高まっている。

韓国特許庁は、AIスピーカーの普及拡大とともに中核技術である音声認識に関する特許出願が増加しつづけていると明らかにした。

音声認識技術とは、ユーザーが入力した音声コンピューターが分析し、特徴を抽出して事前に入力された単語や文章に近い結果を出力・制御する最先端のソフトウェア技術であり、AIスピーカーに搭載されて複数の機能を兼ね備えるなど、その役割がさらに拡大するとみられる。

音声認識技術に関する特許出願件数は、2013年は64件に過ぎなかったが、2014年から徐々に増え始め、2017年には前年比178%増の114件となり、2018年4月末までに40件が登録され、今年も前年に比べて増える見通しである。

ユーザーと端末間の新しいコミュニケーション方法であるという点で、音声認識技術はAIスピーカーだけでなく、自動車、金融、ショッピング、医療などのさまざまな分野で今後も増加すると見込まれる。

出願人の動向を見ると、音声認識に関する特許出願は企業（59%）がリードしており、次いで大学や研究所（32%）、個人（9%）の順であった。

ここで注目すべきは、企業による出願の割合が2017年度には全体の65%、2018年度には73%まで増加したことである。これは、AIスピーカー市場の急激な成長に伴い、企業が該当技術に関する研究や投資に力を入れたためであろう。

今後AIスピーカー市場は、従来の国内通信サービス企業だけでなく、外国の有名なインターネットプラットフォーム事業者が自社のサービスをより簡単に利用可能にする。また、海外事業者がホームIoTのリーダー役を果たすために韓国市場への進出を図っているため、AIスピーカー市場は急成長すると見込まれる。

特許庁移動通信審査課の課長は「今後、ユーザーが音声でAIスピーカーのみを用いて家庭内のすべての電子製品をコントロールし、出前を取る時代が来るだろう」とし、「韓国企業が世界的な競争力を持つためには医療・金融・電子決済など、他の産業分野の企業と協業して、差別化されたAIスピーカーサービスを開発し、関連特許権の確保に積極的に取り組まなければならない」と訴えた。

特許庁はAIスピーカーをはじめとする、第4次産業革命の技術のパラダイムシフトに対応し、その技術の正確かつ迅速な審査、早期権利化につなげるために3人審査制度と優先審査制度などを導入しており、第4次産業革命の関連技術を担当する審査組織の新設を進めている。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。
お問い合わせ、ご意見、ご希望は、ジェトロソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658
e-mail： kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます）により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：ジェトロソウル事務所 知財チーム